鳥インフルエンザ関係閣僚会議

日 時:令和2年11月5日(木)8:20~

場 所:官邸2階大ホール

議 題: 香川県の家きんにおける鳥インフルエンザの疑似

患畜の発生について

高病原性鳥インフルエンザ対策について

令和2年11月 農林水産省

1 高病原性鳥インフルエンザとは

(1)原因(病原体)

OIEが作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定された A型インフルエンザウイルス

(2)対象家きん

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥 及び七面鳥

(3)症状•特徴

元気消失、食餌や飲水量の減少、産卵率の低下、顔の腫れ、トサカや脚の変色(紫色)、咳、鼻水、下痢。 急性例ではこれらの症状を認めず、急死する場合もある。

※人獣共通感染症:海外では、家きん等との密接接触に起因する高病原性鳥インフルエンザウイルスの人の感染及び死亡事例も報告

(4)発生状況

渡り鳥により国内に持ち込まれることが多く、冬期に発生しやすい。我が国において、直近では、平成26、28、29年度(平成30年1月)に発生。

※我が国では、これまで家きん肉や家きん卵を食べて、鳥インフルエンザウイルスに感染した例は報告されていない。

2 香川県における高病原性鳥インフルエンザの発生事例について

みとよし

(1)場所・香川県三豊市の養鶏場(採卵鶏)・飼養規模:約33万羽

(2)周辺農場

3km圏内:26戸、189万羽 3km-10km圏内:89戸、273万羽 合計115戸、462万羽

(3)発生経緯

- ・11月4日(水)、香川県三豊市の養鶏場において、 約2千羽の鶏が死亡したことを受け、香川県 家畜保健衛生所が簡易検査を実施した結果、4日(水)18時00分、鳥インフルエンザ陽性と判明。
- ・そのため、同家畜保健衛生所によりPCR検査を実施し、国による確認の結果、疑似患畜と確定。



3 今後の対応方針(案)

「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置を実施する。

- 1. ①当該1農場の飼養家きんの殺処分及び埋却、②農場から半径3km以内の区域について移動制限 区域の設定、③半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を 迅速かつ的確に実施。
- 2. 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
- 3. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
- 4. 葉梨副大臣を香川県に派遣する等により、香川県と緊密な連携を図る。
- 5. 食料·農業·農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術 的助言を得る。
- 6. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産 省等の専門家を現地に派遣。
- 7. 香川県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
- 8. 「疫学調査チーム」の派遣。
- 9. 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を改めて通知。
- 10. 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4 国内における近年の高病原性鳥インフルエンザ発生とその対応

〈平成15年度の発生〉 H5N1亜型(高病原性)

1~3月 山口県(1農場 約3万羽)

大分県(1農場 14羽)

京都府(2農場約24万羽)

- ・我が国で79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザの発生
- 家畜伝染病予防法の改正と特定家畜伝染病防疫指針の策定
- 「鳥インフルエンザ緊急総合対策」を取りまとめ
- 家畜防疫互助基金の造成、経営維持資金の融通
- 緊急ワクチンの備蓄

〈平成18年度の発生〉H5N1亜型(高病原性)

1~2月 宮崎県(2農場 約7万羽)

岡山県(1農場 約1万羽)

宮崎県(1農場約9万羽)

※平成19年3月1日までに、全ての移動制限解除

- ・平成20年2月防疫指針変更(食鳥処理場等の例外措置等)
- ・養鶏農場への立入検査、衛生管理テキストの作成・普及
- ・モニタリングの強化及び早期発見・早期 通報 の徹底の通知
- <u>〈平成22年度の発生〉H5N1亜型(高病原性)</u>

11~3月 全9県(24農場 約183万羽)

〈平成26年度の発生〉 H5N8亜型(高病原性)

4月 熊本県(1農場 約5万羽) (関連1農場 約5万羽も同様の措置)

|12~1月 宮崎県(2農場 約5万羽)

山口県(1農場 約3万羽)

岡山県(1農場 約20万羽)

佐賀県(1農場 約5万羽)(関連1農場 約3万羽も同様の措置)

〈平成29年度の発生〉 H5N6亜型(<mark>高病原性)</mark> 平成30年1月 香川県(1農場 約5.1万羽)

(関連1農場 約4.0万羽も同様の措置)

※平成27年2月14日までに、すべての移動制限解除

・防疫指針に基づく迅速な防疫措置を実施

〈平成28年度の発生〉H5N6亜型(高病原性)

11~3月 青森県(2農場 約2.3万羽)

新潟県(2農場 約55万羽)

北海道(1農場 約28万羽)

宮崎県(2農場 約28万羽)

熊本県(1農場 約9.2万羽)

岐阜県(1農場 約8.1万羽)

佐賀県(1農場 約7.1万羽)

宮城県(1農場 約22万羽)

千葉県(1農場 約6.2万羽)

平成29年4月18日までに、 すべての移動制限解除

〈平成17年度の発生〉H5N2亜型(低病原性)

6~1月 茨城県·埼玉県(41農場 約578万羽)

- ・平成18年4月までに殺処分を終了
- ・低病原性であることを踏まえ、一定の条件を満たす農場に監視プログラムを適用
- ・平成18年12月、防疫指針に、低病原性の発生時の防疫措置を追加

〈平成20年度の発生〉H7N6亜型(低病原性)

2~3月 愛知県(7農場(うずら)約160万羽)

- ※平成21年5月11日までに、全ての移動制限解除
- 全国全てのうずら農場等で立入検査を行い、陰性を確認
- 家畜防疫互助基金対象家畜に平成21年度からうずらを追加

※野鳥における発生

- •平成20年 全3県
- •平成22~23年 全16県
- 平成28~29年全22都道府県218例(H5N6型)
- (他3県における動物園等の・平成29~30年 全3都県45件(H5N6型)

• 平成26~27年全6県12例(H5N8型)

飼育鳥からウイルスを確認) (令和2年10月30日時点)

※平成30年2月5日までに移動制限解除 ・防疫指針に基づく迅速な防疫措置を実施

(参考)本年の海外での家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ発生事例

OIE(国際獣疫事務局)掲載情報による。()内の数字は件数

- □ 2020年1月以降、22の国・地域で、計544件の家きんにおける高病原性鳥インフルエンザが発生している。
- □ 本年10月には韓国の野鳥糞便からウイルスが検出されるとともに、我が国でも10月24日に北海道紋別市で採取した野鳥糞便から検出され、野鳥の監視を強化していたところ。

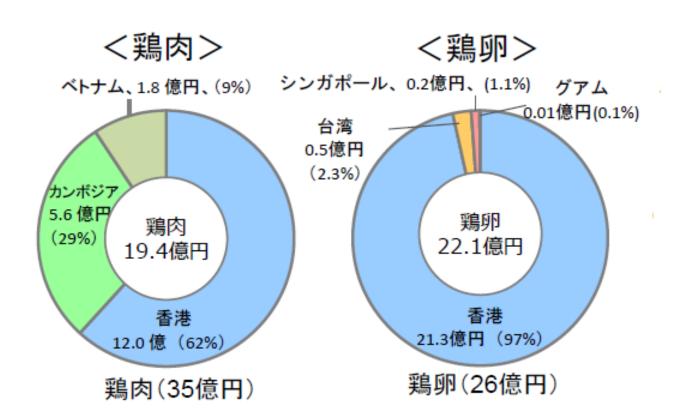
【アジア <9か国・地域>】 【オセアニアく1か国>】 中国(2) オーストラリア(3) 台湾(67) インド(7) 【アフリカ<1か国>】 **イラク(1)** 南アフリカ共和国(3) イスラエル(3) カザフスタン(10) 【北米<1か国>】 フィリピン(3) 米国(1) サウジアラビア(1) ベトナム(63)

※ 10月の韓国の事例は、野鳥の糞便から の検出であるため、OIE掲載情報ではない。 【ヨーロッパ < 10か国>】
ブルガリア(9)
チェコ(2)
ドイツ(3)
ハンガリー(273)
ポーランド(31)
ルーマニア(2)
ロシア(55)
スロバキア(4)
ウクライナ(1)
オランダ(※)

5 輸出への影響

- 1 香川県の養鶏場での高病原性鳥インフルエンザ検査が陽性となったことから、同日から、日本全国の家きん肉及び卵に対する輸出検疫証明書の交付を一時停止。
- 2 輸出を一時停止することとなったことから、輸出相手国と輸出再開に向けた協議を開始し、地域主義の適用などを活用し、早期の輸出再開を目指す。

【参考:鶏肉及び鶏卵の輸出実績(2019年)について】



【関係閣僚会議環境省資料】

令和2年11月5日

家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ疑い事例に係る 環境省の対応について

環境省

香川県三豊市の農場における高病原性鳥インフルエンザの疑い事例への環境省の対応は、以下のとおり。

- 発生農場周辺半径 10km を「野鳥監視重点区域」に指定し、 香川県に野鳥の監視を強化するよう要請を行う。
- 中国四国地方環境事務所に、香川県と連携し、現地周辺の野 鳥に関する情報収集を指示する。
- 香川県と調整の上、野鳥での感染状況の把握等を目的とした 緊急調査を実施する。

野鳥における高病原性鳥インフルエンザ確認事例について

環境省

- 冬鳥の渡来に合わせ、毎年 10 月~翌年 4 月に全国の渡来地で 野鳥の糞便を採集するとともに、通年で死亡野鳥等から検体 を採取し、鳥インフルエンザウイルスの保有状況に関する調 査を実施(野鳥サーベイランス)。
- 今シーズンは現時点で、野鳥糞便において北海道で1例の高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8 亜型)が確認されている。

場所	検体	検出日
北海道紋別市	野鳥糞便※	10月30日

[※]北海道大学が研究目的で独自に行っている調査で採取されたもの

○引き続き関係機関と情報共有を図るとともに、全国での野鳥 の監視を継続。